

(仮称)ちば自然保育認証制度の方向性の内容について

No	1	2	3	4
氏名 (敬称略)	認証制度の在り方 (目的・基本理念)	対象団体	名称	認証区分
伊藤 洋之	○どの程度、自然とのかかわりがある場合に認証されるのか？	○定員等の規模に制約があるのか？ ○個人・法人を問うのか？		
圓藤 弘典	基本的な目的「自然保育の社会的認知度や信頼性・安全性の向上を図る」については、賛成です。「より多くの子どもたちが自然に触れられるようになること」や「保育者の意識の変化、保育の質や安全性の向上」、「地域の活性化、魅力向上、移住定住の促進」も重要なことであると思います。 「子どもの『どのような能力』(例：想像力、忍耐力、物の性質を掴む能力等)を育てることを目指すかについては、何らかのエビデンスに基づいて協議する必要があるか」と思います。	対象団体については意義ありませんが、「地域型保育給付」である、小規模保育所、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育は、基本的に3歳未満児に重点を置いた施設であることから、対象に含めないという理解でよろしいか。また、放課後児童クラブ、地域子育て拠点事業、一時預かり事業については、事業の目的と照らし合わせて、対象に含めないという理解でよろしいか。		活動時間数に応じて、2つの区分とすることに賛成です。名称は事務局サイドにお任せいたします。
風間 一郎	知事の思いを、聞きたいです。			幼稚園に求められる活動時間数としては、週15時間以上は厳しいので、週5時間をどのようにとらえたらよいか示すことが必要だと思います。
岸本 梓	(3)について 子供の能力向上、保育者の資質向上という書き方で誤解と切り分けが生じないような記載の仕方を望みます。 信州型自然保育認定制度の基本理念にも、「子供が本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として」とあるように、「能力を育てるための自然保育」という位置づけではなく(もちろん結果的にはそういった能力は育ちますが)、「子供が本来持つ力を見つめ、大事にする」という姿勢が見て取れます。 「目的」と「手段」が逆転しないような理念の立て方になることを願います。 また、自然保育の場(自然保育に限らずとも)は、「子供と保育者」の場ではなく、子供を真ん中に関わるすべての大人(親・地域の人・保育者・教育関係等)が包括的に、関連性をもって育て合っていることを念頭に置きながら基本理念を考えたいです。			(2)について 基本「週15時間以上」として、例えば、園によって1学期の間のみ隔週4日にするなど、週によっては15時間に満たない場合などイレギュラー的な保育期間がある場合も考慮されることを希望します。
小林 直実	「自然に親しみをもつ」または、「自然に親しみをもつ子どもを育てる」、というようなもっと素朴な心情面を育てるといようなことは入らないでしょうか。		他県を参考にするとこれが妥当なのかもしれません。が、とても固い名称なので千葉らしいキャッチーなもの、一般の方にもわかりやすい、「え、これ何?」と関心をもっていただけるものなどがサブ名称のようについたらよいのでは、とも思いました。	・時間で認証するというのは、数値になるためわかりやすいのだと思いますが、保育現場からすると疑問です。幼稚園教育要領には、遊びで子どもたちの学びを育てるとあり、そもそも時間で保育を区切って行うとはしていないためです。遊びは連続し、子どもを主体としているため、学校の授業のように時間で測れることではありません。
臯月 裕美子	・千葉県では「自然保育」をどのように定義されるのでしょうか。 ・何を目標しているかをはっきり打ち出したほうがよろしいと思います。 例：何か課題があって、それを解決するための制度なら現状と課題を記載する。 千葉県の豊かな自然を活かすことが起点なら、千葉県の自然のどこがどのように豊かなのかを記載する。	・地域型保育事業実施団体は対象外という理解でよろしいでしょうか。 また、その理由は「3歳未満児は対象外」だからでしょうか。その場合、3歳未満児を対象外とする理由は何でしょうか。	・「自然を活用した幼児教育・保育」とありますが、何が対象で何が対象外でしょうか。具体例をお示しいただきたいです。(対象：里山に遊びに行く、対象外：街区公園に遊びに行く、など)	

(仮称)ちば自然保育認証制度の方向性の内容について

No	1	2	3	4
氏名 (敬称略)	認証制度の在り方 (目的・基本理念)	対象団体	名称	認証区分
篠原 孝子		(5) の認可外保育施設の届け出のない団体とは具体的にどのような団体ですか？年齢制限はあるのでしょうか？(例)小学生を含む	「自然を活用した幼児教育・保育」という文章を盛り込むことに賛成です。	(2) 活動時間数を設ける理由は何でしょうか？ 緩やかな幅が必要ではないでしょうか「週15時間以上」では、以下のことが懸念されます ・猛暑、豪雨等自然災害による安全性が課題になること ・時間数を確保するために無理やり戸外に連れ出されることで、屋内で活動したいと願う子どもの主体性の育ちに影響が出ることが予想される
田中 真雅子				
戸巻 聖				
富田 久枝			単に「自然保育」だとわかりにくいという意見があるため、要綱などにおいて、「自然を活用した幼児教育・保育」という文言を盛り込む。	15 時間というのは都市部の環境を最大限に活かした保育関連施設では無理が有ると思います。個人的な印象は10時間が乳幼児期の子どもの体験としても十分ではと思います。
沼倉 幸子	千葉県を自然を活かした保育で、「どのような能力」を育てるかについては、『千葉県教育が目指す姿』の4つの基本目標で掲げている「基本目標1 子供：ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓くちばの子どもを育てる」につながられるような表現が良いと考えます。具体的な言葉については皆さんと検討したいと思います。		広島県と鳥取県が「認証」で、長野県と滋賀県が「認定」と表現しています。千葉県が「認証」とした理由をお聞きしたいです。	特化型の活動時間については、長野県モデルと同様で良いのではないかと思います。
渡辺 直史	(3) に追加して、以下の内容を盛り込むことを提案いたします。 ・自然保育を通じて、千葉の自然と子どもたちとの絆を深める。 千葉の風土に心の根を下ろし、将来的にもここへ帰ってくることで安心し、人間性を回復し、未来や外の世界へと羽ばたく力を養える… そうした、千葉の子どもたちの生きる力につながる「人としての礎 (いしづえ)」を自然保育によって育む。 ※この文言が必要か、またより良い言い回しがあるかなど、他の委員の皆様のご意見を頂戴できればと思います。		他県の制度と並んで、シンプルで分かりやすい名称だと思います。要綱への追記についても賛成です。	(1) 区分の名称は、A, Bのようは記号よりも区分の内容や目的を反映したものの方がイメージしやすく、また親しみやすいように感じました。

No	5	6	7	8	9
氏名（敬称略）	認証基準	認証された団体への支援内容	審査体制	市町村との連携（役割分担・情報共有）	認証制度の推進等
伊藤 洋之				○市町村の保育事務担当としては、保育料等の徴収についての取決め等はどうか等、事務的な取り扱いはどの様になるのか？ ○認証制度を受けた保育所等を利用する際に、市町村の保育認定が必要か？	
圓藤 弘典		研修会への参加について、認証を受けたい場合には、認証施設外の金額を設定して、有料で参加できるなどの対応が必要ではないでしょうか。 補助金の助成については、認証された2つの類型や公的助成を受けているかいないかによって、補助の基準額か上限額を決めておくとかかりやすいと思います。		制度についての説明と認証された情報については通知することが必要であると思います。	目標値を設定することは大切であると思います。 自然保育を推進するにあたって、何年かに一度、幼稚園や保育施設、森のようちえんなどの団体を通じて、対象施設にアンケート調査等を実施して動向を探ることも大切であると思います。自然保育を実施するには、各地域や施設の事情によって乗り越えなければならない問題点（フィールドの確保や保護者の理解など）があるように思います。そのような問題点を解決するために、認証制度を活用できるようになることを期待いたします。 例えば、フィールドの地主と活用する施設の契約書のひな形を提示することや、フィールドの地主にも何らかのメリットがあるようにする仕組み（利用料金や整備の補助）があると利用する意義がわかりやすいと思います。
風間 一郎				各市町村への制度に対する周知及び理解	
岸本 梓	保育者の配置基準については各園の特色を考慮していただきたい。 例えば3歳児の子どもが10人いた場合、保育者は2人で見ることができる仕組みになっているが、実際の自然保育の現場では室内とは違い、安全管理上、また子供たち一人一人に寄り添うという観点から、状況に応じて保育者を2人ではなく3人にしたい時などもあります。（例：火を扱う調理や長距離散歩、金づちや鋸を扱うような木工などの時） そうしたときに有資格者を1/2満たすというのは難しく、1/2にしようとするので、まず子供の受け入れ人数を減らすか、活動場所ややることを限定することで安全を保つか、などの選択を迫られます。 そうなれば、本来の目的である「子供主体の活動を保障すること」は難しくなります。 資格の有無の視点に立っても、例えば、「子供の視点に立てる野外保育経験のある資格をもたない保育者（例えば親御さんも含め）」と、「野外保育経験のない資格をもつ保育者」では、自然保育の現場では子供たちに影響するものが大きく変わってきます。 資格はあったに越したことはないですが、資格があるから安心とは自然保育の現場では言えません。 「子供の視点に立てる野外保育経験のある資格をもたない保育者」のほうはるかに子供にとって安心感とより良い環境を生み出すからです。 経費の側面からみても、規定通り1/2有資格者を増やしたとして、協同保育でやってきた園にとっては、さらなる人件費がかかり、またその負担は保護者が支払う保育料の値上げに繋がっていきます。自然保育の団体の収入源は、ほぼ保育料でその8～9割が人件費に割かれます。しかしスタッフの給与は現状パート程度です。 というようなスパイラルが園によっては生み出される可能性があるため、繋がって起きてくる問題も考慮しながら配置基準と一緒に考えていただけたいです。			6には、「千葉県のホームページで紹介」とありますが、地域にある園として各市町村でもそうした紹介があるほうが県全体への普及により早く繋がると思います。 親になった時、子供をどこで育てるか、まずは自分の住んでいる地域にどういった特色ある園があるのかを調べると思います。 市町村での認知も同時進行で連携できるといいです。	これについての他県の事例を知りたいです。 千葉県では森のようちえん自体がまず少なく、同時にまだ実績、経験値のある園が多いとは思えない状況です。 (2)の推進員についても、どんな人が何をどのように普及するのか。 自然保育、里山保育、自然を活用した保育の本来の目的が深掘りされないまま、形や自然体験ばかりが先行して、子供が置き去りにされないか、不安があります。 これまで時間をかけて作ってきた実績ある他県の園の保育関係者、森のようちえん実践者などと連携し、千葉県に派遣していただき勉強会を開くことなどがあるといいと思います。 県全体への認知・普及を考える取り組みとして、支援課だけでなく、例えば、森林課、地域振興関連の課と連携しながら、野外保育・自然を活用した子育てイベントなどの開催も県民への認知につながると思います。子ども・子育て・保育・教育・海・里・森・地域資源・伝承・空き家などをキーワードに包括的な取り組みにもなるかと。
小林 直実	（4の続き） 「自然」という授業があるわけではないので遊びの中で様々な面から「自然」に触れてそこで学びます。砂遊びをしている中でも…ごっこ遊びをしている中でも…。 時間にしてしまうと、先生が「さあ今日は自然に触れるために○○をしましょう」となってしまうのではと危惧します。 自然に特化した保育を主体にしている園や団体は時間で計算できると思います。 ・時間より、質（内容）だと思います。				認証される園は、自然の中で多くの学びを子どもたちにもたらしめていることと思われるので、それを広めていく、という考えでよいと思います。むしろ、認定されない園に対してどのように支援していくかが大切なのではないでしょうか。認証されるとよいことがある、という認識に持っていくことに意味があり、千葉の幼児教育のレベル向上につながると思うことが大切なのだと思います。園ごとに環境が違いますので、好事例をホームページで紹介してもなかなか普及にはつながらないのが現実かと考えます。般化が難しいのが、この業界です。支援のしかたもその園その園に合わせたものでなくてはならないところが、認証制度を作ったあとの継続にかかわるところだと思います。
梶月 裕美子	・「小学校との交流」を認証基準とする理由は何でしょうか。	（6）について、県が団体に直接支払うということでしょうか？ 保育料の無償化を受けていないことの確認はどのようにされるのでしょうか？			「自然保育」の定義と対象によりですが、人口集中地区（DID）では認証取得可能な施設は多くないと考えられることから、目標値例2は選択しないいただきたい。

No	5	6	7	8	9
氏名（敬称略）	認証基準	認証された団体への支援内容	審査体制	市町村との連携（役割分担・情報共有）	認証制度の推進等
篠原 孝子	<p>自然活動は戸外に限定せずに、園庭や屋内での活動も含むとよいと思います 例：小動物や昆虫の飼育 野菜・草花の栽培や収穫、木の実や草花を活用した表現活動等 （7）の幼稚園教育要領等は大臣告示の法律ですので、努力義務ではなく義務とした方がよいと思います。以前はガイドラインだった保育所保育指針も平成20年から大臣告示になりました。特に3歳以上は無償化に伴い質の向上が求められているところです。</p>	<p>運営上の費用補助だけでなく、子どもたちが主体的に活動するために使う用具（虫メガネ、収集バック、虫取り網、ロープ等）や知識を深めるための図鑑、タブレット等の費用補助が必要と考えます。</p>	<p>どのように実践されているか等の調査があるとよいと思います</p>	<p>地域との連携が図られることで子どもの体験が豊かになります。畑を借りる、山や林を使わせてもらう、果物の収穫体験をさせてもらう、草花を地域に植えさせてもらうなど、園と地域をつなぐ相談窓口等があるとよいです。</p>	
田中 真雅子	<p>千葉県南部は自然が豊かで、保育の中に取り入れやすいのではないかと思います。問題は都市部に位置している園がこの認証制度を積極的に取り入れていけるかということだと思います。 当園は市川市行徳にあり、車で15分ほどで東京都に入る場所です。近年は最寄り駅の近くや大通りに面したところにビルの一室を改造した小規模園や、園庭がほぼ無い園が急激に増えました。屋外での活動は近くの公園まで出向く以外選択肢が無いように思います。 すでに、自然保育を積極的に取り入れている園だけでなく、一般の保育所等にもという目的をかなえらるとなると、活動内容の認証基準はとても低いものとなるのが懸念されます。すでに積極的に実施されている園の活動内容は素晴らしい考え方のものもたくさんあります。それらと助成目的で簡単に実施していく園と同じ認証を与えていくのは難しいと感じました。認証の基準が低ければ低いほど認証制度そのものの価値が保たれていくのかが疑問です。ただし、どこかで線引きをしなければならぬので、その審査内容が簡単ではないことを望みます。</p>				
戸巻 聖			<p>支援内容に補助が含まれる場合は、可能な限り「現地調査」を行うべきであると考えます。</p>	<p>認定こども園においては類型ごとで所轄官庁や部署が事なるので、こちらの制度の場合には制度設計の時点で、類型にかかわらず一律、「子育て支援課様→自治体保育園担当」などの連携ルートについては、確定しておいていただけると良いかと考えます。</p>	
富田 久枝					
沼倉 幸子	<p>安全管理については、定期的に救急法受講や安全研修に参加していることが望ましいと思います。 また内部研修の実施や「県が主催する自然保育に関する研修会」への参加も基準としてはいかがでしょうか。</p>	<p>幼児教育無償化が導入された頃から、対象外である本園では児童数が徐々に減少してきました。その後、保護者を対象に「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の給付を受けておりますが、園としては運営面でかなり厳しい局面に立たされております。現状では園の運営を次世代へ継ぐことは難しく、認定こども園への移行を模索しています。自然保育を行う団体は、おそらく同様の道をたどることになると思いますので、ちば自然保育認証制度の中に、認可を受けていない団体が地方裁量型などのこども園への移行支援を組み込んでいただきたいです。実際に他県の森のようちえんを運営している団体は徐々に、地方裁量型認定こども園へ移行しています。</p>	<p>「現地調査」については認証を受ける初回だけでも調査が必要だと思います。</p>	<p>千葉県教育をめぐる現状と課題として「人口減少が進む県内各地域において、人口減少が教育の地盤沈下を引き起こさないよう、必要な措置を講じることが求められます。」とあります。 この認証制度が過疎地域において一つの力となるよう、実践団体と市町村が協力する体制が築けることを願います。</p>	<p>目標値の例2では、市町村に最低1団体あれば良いという意識につながりそうですので、例1のように年数や団体数の表示が良いと思います。</p>
渡辺 直史	別紙1「渡辺委員意見書」参照	別紙1「渡辺委員意見書」参照	<p>（3）「現地調査」を行うことを検討する。 こちらについては、調査の目的を明確にして必要に応じて実施してはどうかと思います。</p>		

※問題なし、意見なしの場合は空欄としています